

第7期介護保険料が決まりました

三種町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）が策定され、介護保険料の変更については3月の議会定例会において承認されました。

高齢化の進展に伴い、今後も介護サービス利用者の増加が予想されるほか、介護報酬の0.54%プラス改定などもあり、介護サービスの給付費はさらに伸びていくと予想されます。

第6期計画（平成27～29年度）の給付実績（見込）77億2千700万円に対し、第7期計画（平成30～32年度）では81億3千700万円に達すると見込まれます。

この第7期計画の介護給付を行うために必要な保険料を試算した結果、保険料の基準額は年額8万2800円（月額6900円）となり、今後3年間に適用されることとなります。（各所得段階別の保険料は表のとおりです。）

高齢者のみなさまには、ご負担をおかけすることとなりますが、増加する介護サービスに対応するためのやむを得ない結果となりましたことをご理解願います。

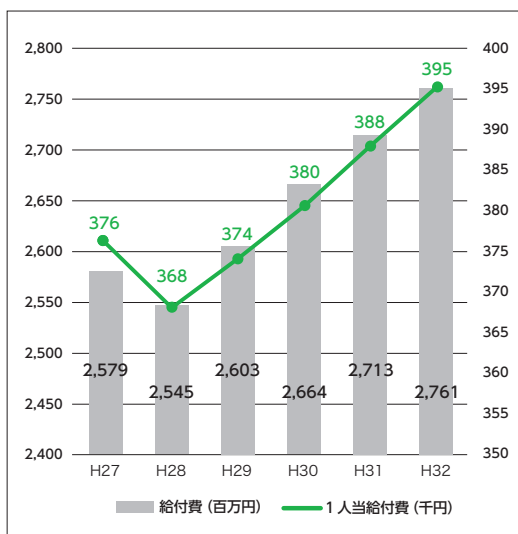
●第7期介護保険料

（単位：円）

所得段階	保険料率 %	第6期		第7期		増 減	
		年 額	月 額	年 額	月 額	年 額	月 額
第1段階 (公費軽減後)	(0.45)	(35,640)	(2,970)	(37,260)	(3,105)	(1,620)	(135)
第2段階	0.75	59,400	4,950	62,100	5,175	2,700	225
第3段階	0.75	59,400	4,950	62,100	5,175	2,700	225
第4段階	0.85	67,320	5,610	70,380	5,865	3,060	255
第5段階	1.00	79,200	6,600	82,800	6,900	3,600	300
第6段階	1.20	95,040	7,920	99,360	8,280	4,320	360
第7段階	1.30	102,960	8,580	107,640	8,970	4,680	390
第8段階	1.50	118,800	9,900	124,200	10,350	5,400	450
第9段階	1.70	134,640	11,220	140,760	11,730	6,120	510

平成30年度介護保険料納入についての正式なご案内は、7月となります。

第1段階	生活保護受給者または住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が80万円超～120万円以下の方
第3段階	住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方
第4段階	本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方で、世帯に課税されている方がいる場合
第5段階	本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方で、世帯に課税されている方がいる場合
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上～200万円未満の方
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上～300万円未満の方
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上の方



◆問い合わせ先 福祉課 介護保険係 ☎85-2247

広告

 クリニック蒼きもり